

刺文
祝詞略解 久保季茲著

176.4
Ku744n

014558-001-5

176.4-Ku744nY

祝詞略解（反刻）

久保季茲／著

1冊

M16

ABB-0963

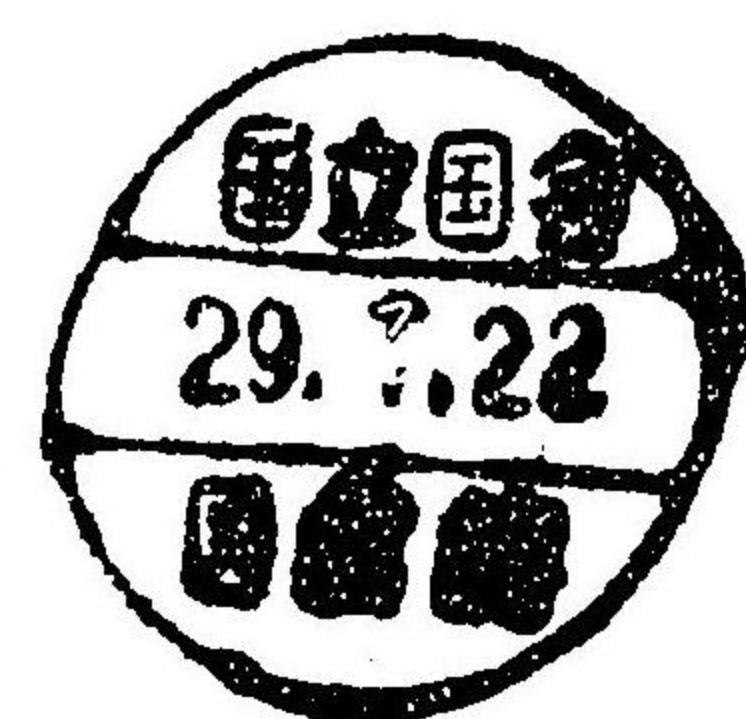
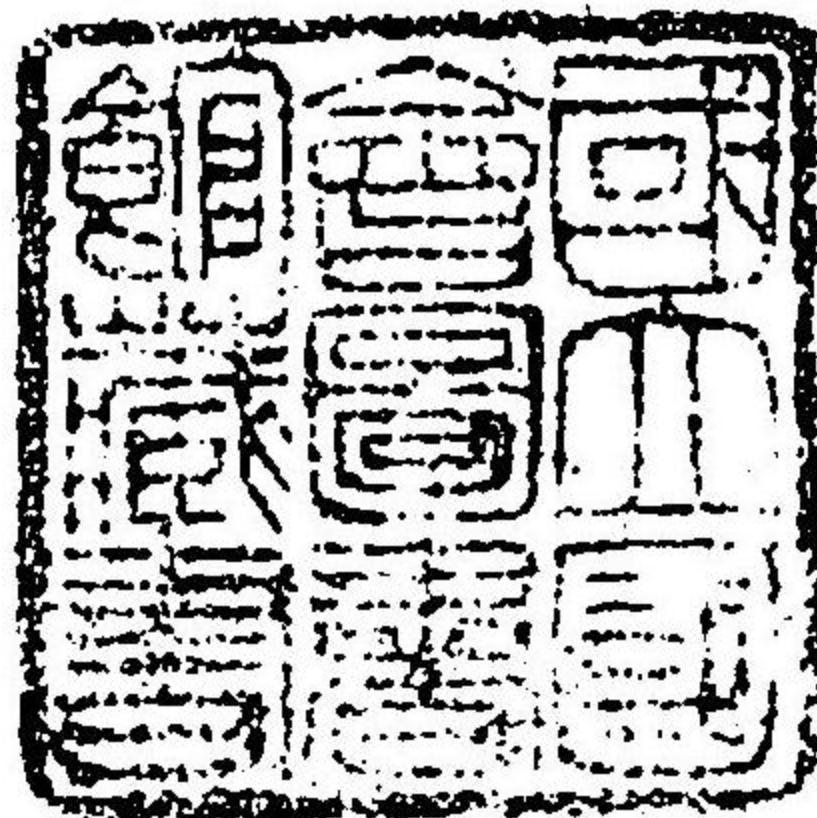
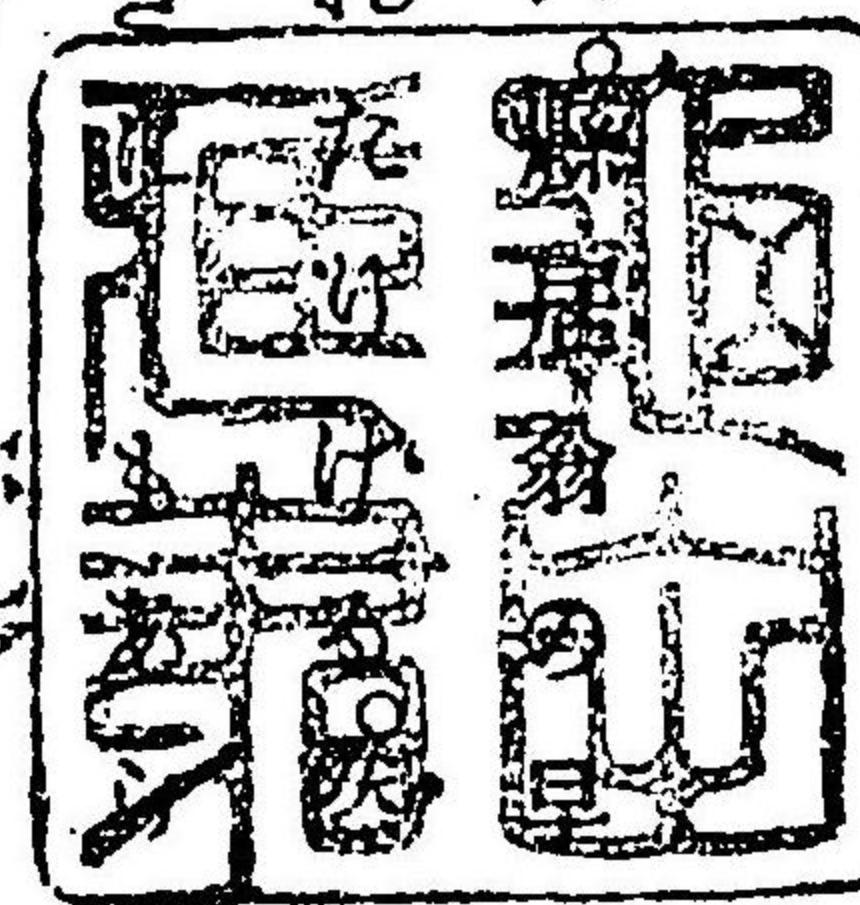


176.4 Ku 144m Y



祝詞畧解序

延喜式なる祝詞の卷の。無上尊き御書なる事へ。
く宣ひし如し。其解も大人の祝詞考ぞ世に優れ
れど今より讀見るに。如何ぞや思ゆる説の無き
ず。本居大人の大祓詞後釋。出雲國造神壽言後釋など。最愛た
けきと。只此二詞のみにて。其餘の祝詞へ所々解給へるのみ
なり。祖父翁乃古史傳。其餘の書に引出て解れたるもの有れど。
全詞の解へあらず。ひとり鈴木重胤の祝詞講義ぞ。全き解に
へ有ける。然へあれども其解委きに過て。用なき事多く。初學
の爲には中々の惑ひとする事のあるのみならず。其解説も
師説を始め。人々の説と自説の如く記せる。ふとおりて。快か
らぬ書なり。されば祝詞の解の初學の爲に便宜き書へ。予が



338161

聞知れりハ無かりしに。久保季茲主の略解ぞ。いと便宜き書
にハ有ける。主の學博く物記す事に優れたるハ世に知る事
なれを今更に言はず。一日予に言はれけるハ此略解の中に
重胤の説と多く引けり。彼人ハ故翁の教子なるに師家に對
ひて禮なき事もありし。人として言と廢スルと古人も言
へれば。其説と引用ゐたるを君な咎めそ。さる故由もあれば
此書に序せよとあるまゝ。開き見るに大人等の説はいふも
更なり。人々の説を擧られ。甚よく物せられて。初學の徒の祝
詞式と讀むにハ無上書といふべく。神官教導職等の祝詞を
作文らむにも座右を離すべからぬ美シ書は此略解と思ふ
まゝに。予が拙クをも忘れてかくなむ。明治十四年二月の末
ついた氣吹舎のあろい平田胤雄

祝詞略解の首に記を

廷喜式に載られたる祝詞どもハ掛巻も畏き神魯岐神漏美,
命以て皇御孫命に事依し給ひ。天津祝詞之太祝詞を本と
して次々傳へ來しものにて甚も貴く愛たき詞どもなるこ
と今更に云ふべくもあらず然るに中世には皇國の古文と
知る人無りし。うば殊に改めて貴む人も聞えざりつるを岡部
翁の此が考をものせられし。なむ最も貴き功なりけるされ
ど其説いと塵く今より見れを違へりと覺ゆるくとも少な
からず本居翁の大祓また出雲國造神壽の後釋へいと委し
く愛たけれど其二の詞こそあれ他の詞どもハ唯少あづ、
說れたるのみなるへいと飽すなむ近き頃。鈴木重胤の講義
と云ふもの出來て此は甚委しき解きまなるハ云ふまでも

なく其説も愛たきが多うりと見やれど百葉許りなる卷の二十六卷ありて容易ハ讀渡し難く尤た本文に拘らぬ事ども、多く中には委しく珍らるるに過て以何ぞやか乍ら見る説の無に非ざ殊に世にいと罕みるものにて志ある人も見ること能はざ凡てりくざまの書ハ初學の、徒にハ便宜らぬものなればいかで簡易に記し出ばやと思ひ起して聊の閑暇もとめて筆探初つるなりけり故、其躰裁はまづ考の説を主と擧げ其違へる事足らざる事は後釋講義また古事記傳古史傳を始め何くきの書どもより抄出で固より初學の爲なれば務めて穩なる解に従ひ一ふく珍一と覺ゆる説の耳新しく異やうなるを取らずまた本文にさへも拘らぬことへ凡て省きて唯文意の大略の通ると要とせり

一本文ハ總て祝詞正訓に據きり斯て全文を擧むも所狭け
きば其注解すべき句のを掲たり正訓と引合せ見るべ
一引用の書ども多くハ畧きて擧たきば其例を左に標す

○考

祝詞考

大祓詞後釋同附錄

本居宣長

岡部眞淵

○後釋

講義

同

○後々釋

大祓詞後々釋

同

○記傳

大祓詞執中抄

近藤芳樹

○史傳

古事記傳

本居宣長

○史徵

古史徵

平田篤胤

此外ハ大凡全き題號を舉たり但し日本紀を紀古事記を記とのを載せり

一所々思考をも擧たるにハ今按と記せり
一畧解を以て名としたるなきば本文に用なきことハ多く
ハ省けりききば原書と違へるに似たる所もあるべきと
見む人怪むこと勿れ

明治十一年六月初めに記一
久保季茲

祝詞略解一之卷

久保季茲 編輯

吉岡徳明 校訂

祝詞 考云是とこゝには乃里刀其登と云ふなり古事記に
天津兒屋根命布刀詔戸言禱白また萬葉八に奈加等美乃
敷刀能里等其等伊比波良倍など有と以て知りぬたゞ乃
里刀とのみ云ふハ略言なり大祓詞に天津祝詞乃大詞祝
事乎宣禮と有は重ね云ひて文を飾る故に上を略き云ひ
また事と言とは古へ相通はし書くこと萬葉に多く字に
泥むこと勿れ伊勢神嘗祭に太祝詞辭とも書たり○後釋
云能理刀碁登ハ宣說言あり能流と云ふ言ハ廣くして上
へ申すにも下へ云ひ聞すにもつがふ言なるを詔字宣字

など上より下へ云ひ聞す方ににつきて當たるものなり必
ぞ詔宣などの字に泥むべあらぞ斗久も同じ事にて上へ
申すにも下へ云ひ聞すにも用ふる言なり是も説の字に
泥むべからざりくて能理登基登へ神に申を詞なり○講
義云祝詞とハ皇御孫命と天降し給ふ時に親神漏岐^ミ神漏
美命の詔命と以て天下の大御政と知食く敷行ひ給ばむ
規則を受け傳へ給へるを因據として今其事を物へ給ふ
に就て皇神等に申させ給ふ詞といふ義なる事ハ新年祭
詞に高天原爾神留坐皇親神漏岐命神漏彌命以天社國社
登稱辭竟奉とありて其結文に故皇吾睦神漏岐命神漏美
命登云云稱辭竟奉久宣とあるにて知られたり凡て祝詞
り自ふ神ふ申すと人に宣て神を祭らしむるものとあり二種アリあり
然れば此新年祭月次新嘗等の詞の如きは人に宣て神を
命登云云稱辭竟奉久宣とあるにて知られたり凡て祝詞
り自ふ神ふ申すと人に宣て神を祭らしむるものとあり二種アリあり
然れば此新年祭月次新嘗等の詞の如きは人に宣て神を
命登云云稱辭竟奉久宣とあるにて知られたり凡て祝詞
り自ふ神ふ申すと人に宣て神を祭らしむるものとあり二種アリあり
然れば此新年祭月次新嘗等の詞の如きは人に宣て神を

祭トモをむるふて天皇の詔詞あるを神主祝部は其を承
て其詞を神に申す詞に取成して傳へ申をありさて祝詞
とは皇祖神等の詔たまひし詔命を承りて即ち其を規則
として祭にまれ政にまれ物する由ムて其詞をさまて祝
詞言とは云
ありけり

新年祭 考云登志其比乃万都里と唱ふ年とハ五穀の中に
専ら稻を云ふ初春に種子と水に浸すより冬収るまで一
年を経る故るりさて二月四日に祭らる令に仲春新年祭
義解に欲レ令歲災不作時令順度即於神祇官祭之故云新年
○講義云此祭の起元は高千穗宮の大御世よりぞ物し給
ひけむ何を以て云ふとならば天社國社と稱辭竟奉給ふ
事ハ天皇祖神の詔命に依らせ給へる中この詞に見えた
る如くなればなり徳明云考に祭の日其式なれば後に定めふれしものなりと云はれれるが如
くしなる○今按に此祭の儀の大凡へ二月四日の平旦に幣

物と神祇官齋院に奠き百官神祇官に集ひ神部諸社の祝部等と引て入り中臣祝詞と宣り此に載たる詞祝部等稱唯と諸司手を拍つこと兩段さて神祇伯幣帛を頒てと命く忌部神祇の大案の左右に立ち次第に巫及び祝部等と呼て幣帛を頒つ但し大神宮の器物は別の案式神祇令などを見るべし

侍考云此訓儀式に大祓處爾參集讀曰未爲字アタマをアタマふに今此は集侍と書たれば字其那波禮留アタマ古那波禮留アタマ訓ベアタマ○後釋云右の儀式の訓註に依て集侍の二字を字古那波禮留と訓ベアタマ吉の清濁はいふアタマあらむ詳ならば今姑く清て讀べアタマ凡て何れの言も清濁の詳からざるは姑く清て讀べきなり古言ハ濁音少けれをなり○執中抄

云々。ひなはきる。とは百千の人の正しく立並びていと鬱
に群りたるがさとみに其頭の少くづゝ動くさまと云へ
る詞にて。ち。ご。ハ動なりな。はれ。る。は万葉集中墨有青垣山
とある。あはる。と同言にて立並ふと云ふ詞なり

神主祝部等考云神主は其神に親しく仕奉る人あり祝部尤其社の事を執る人あり社によりて神主と祝部の在ありまた神主即ち祝部を兼祝部また神主を兼るをあり三代格よ其事の定め見ゆ○講義云祝部は神主に次て其社の事を取る人なりされば侍在の義あるべくや云々神主は社事を總べ主りて其任重けきを常にハ祝部として其社に令侍て御供以下の物と調進し親しく侍る義なる本社に令侍て御供以下の物と調進し親しく侍る義なる

諸聞食止宣 考云聞食とば聞給へと云ふに等しくて食も
給も共に物と心にもく得ることを云へり○後釋云諸は
上に屬て訓べーのたまふと訓ハ非なり此は中臣の自ら云ふ
留と訓べーのたまふと訓ハ非なり此は中臣の自ら云ふ
言にて俗言に申聞すと云ふ意あり○講義云儀式に中臣
進就座讀祝詞とある是あり今祈年祭を行ふるゝ爲に神
主祝部を諸國より京に召上せ給ひ神祇宮にて齋部の仕
奉きる幣帛を諸社に班ち奉らしめ給ふとして先づ神主
祝部と呼立て天皇の詔詞を承をきと中臣の云ひ聞こむ
るなり宣とは朝廷の御規定の隨に受賜は
神主祝部等稱
唯餘宣准之 考云祝詞の文の一殷訖る毎に唯と申すと
云ふ右の集きり此所までは先づ告る言のみ本文は左に

あり○講義云此より次々なる祝詞とともに云々と宣とあ
る所何れも稱唯する詞ぞと云ふ事を教へ給へる者なり
高天原爾神留坐 考云天ハ高ければ多可安麻と云ふと安
を畧きて多可麻と云ふハ音便なり原ハ野原河原など云
ふ原と等しく廣く平らなるを云へり神留ハ續日本紀の
宣命に神積とあるに依て加牟都麻理と訓べー○後釋云
神留の神は神集神議などの類にて凡て神の御上の事に
云ふ言なり古へは加牟と燧に唱へしことなるとあんと
撥て讀へ後世の言にて正りうらざんと撥る言へ上
代にへ無りもあり又神を加牟と云ふは木を許某稻を伊
那某船を布那某と云ふ類にて上にある時言の轉る格な
り都麻流を助ち留るなり今の俗言に物の滞りて行通ら

ぬ事をつまると云ふも留る意にて同じ○講義云高天原爾神留坐とは全世界に神靈の充塞り御在ることと顯明より幽冥に取分て申せるなり其一所を其と標的て狭きを都麻利は鎮に甚大に汎廣く集り盈るの義なり○其一所を其と標的て狭きを都麻利近き語なり志豆麻利の志曉神漏岐神漏彌命以考云皇へ統と云ふことにて天と統知坐を皇大御神と云ひ國を統知坐を皇大君と申す尊言あり曉尤天皇の皇祖神とちあれば御親との由なり○後釋云皇ハ須賣良賀ト訓ベシ曉モ牟都云云と下に屬くあるべき語に非ず下詞に皇吾親神漏岐命神漏彌命云云出雲神壽詞に親神魯岐云云孝德天皇紀に今我親禪祖之所知穴戸國中云云是等を以て曉尤下に屬て讀べきこと

と知るべし○講義云皇曉ハ皇御孫命の御祖と申す義あり神漏岐神漏美ハ上在君上在女にて古語拾遺に謂ゆる神魯岐ハ高皇產靈神神魯美ハ神皇產靈神にて全世界有ゆる八百萬千萬神の最上貫首の神たる由なるが汎男女の皇祖むらぬ神をも尊みて然申せり○考云此所3881612二の命は崇めて申す命に非ぞ詔命なり○後釋云命以とは詔命と以て仰せ付らるゝと云ふ此言下の止事依奉支と云ふへ係れり○講義云神漏岐命と神漏彌命とに因てなり命ハ詔命の義なるが重復れるも誤ならぞ結句に神漏岐命神漏彌命姫稱辭竟奉とあると合せて知べ一事を二つ復て云かも古語の一格なり

天社國社 講義云天、神社、國神、社、と云ふ意なり如此天神社

國神社と稱辭竟齋祀り給ふことは皇祖天神に依れりとなり神代紀に高皇產靈尊勅曰吾則起樹天津神籬及天津磐境當下爲吾孫奉齋矣汝天兒屋命太玉命宣持天津神籬降於葦原中國亦爲吾孫奉齋焉とある此事と通たり○考云此祭に預る神等は京幾諸國と合せて式の時三千百三十二座なるが中に國司の祭る二千三百九十五座考に二千百九十九坐とあるは誤なりと除きて七百三十七座を此神祇官にて給ふことは諸祖天神の詔命に依給ふことは云ふも更ある式に見えたり○講義云皇御孫命の天社國社と齋ひ祭り給ふことは諸祖天神の詔命に依給ふことは云ふも更あり年中恒例臨時の祭祀の全は悉く皇祖天神の詔命にて皇御孫命の天降坐る時に天下を知食さむ大御政の最第

一に授げ賜ひ傳へ給ふものあること炳焉と○今按に神祇と齋ひ祭ることは天下を治むる第一の事ある故に皇御孫命の天降坐す時神魯岐神魯美の命以て天津祝詞乃太祝詞を傳へ給ひ天社國社に稱辭竟奉れと令せ給ひこと詳に古史傳同徵あるどに云えれたり其ハ甚長ければ引出でず其書どもに就て見るべし講義の説尤やめて其を祖述せるものなり

稱辭竟奉 考云多々聞其登とは其神の御徳を悉く言舉盡すを云へり是が次に奉る種々の幣帛仕奉る人の勞を擧るも本其皇神を崇むより出る故に此中に入ぬ竟は盡すを云ふ古言もあり萬葉に正月立春の來たらば如此と鳥梅を折つゝ多努之岐乎倍米とある此を家持卿の追和

一歌に春裏之樂終者とよめる平信の言も共に樂みを盡すことなり○後釋云多々聞は水と湛ると同言にて満足はす意なり今世の言に海潮の満極れるを潮のたへと云ふも同じ凡て神を祭るには事とも物とも満足は一盡一極めて申すことにて即祝詞の語是なり此祝詞にて云はゞ千穎八百穎爾云々應閑高知云々大野原爾云々などやうに言を盡し極めて申す是稱辭竟奉るなり竟は極め盡す意もありきて神を祭るには必ず然る事なる故に稱辭竟奉と云へば頗て祭祀ことになりて此所も天社國社と齋き祭る皇孫等と云ふ意なり餘も准へて心得べく皇神等 講義云何れの神とも尊みて如此白すなり此は天社國社に鎮座す許多の神等を取總て稱せられて四時祭

式に祈年祭神三千百三十二座大四百九十二座小二千六百四十座神^威宮祭神七百三十七座奠^幣案上^神三百四座不^レ奠^幣案上^神新年神四百三十三座とある此等を總て三百三十二座の神等を天社國社と稱辭竟奉らせ給ふなり然れば皇神とは必ずしも天皇の御祖と申す意にあらず尊稱と知るべく

今年二月考云二月四日より○講義云二月は田の業を始むる月なれば先づ此御祭を行ひ給ひ其業を起す由なり初年初將賜鑿爲考云年ハ稻なり初とは此時種子を漬け田をも耕し初むれば初とも云ふべく○講義云此ハ百姓の業あると天皇の初め給ふ由に宣へるハ此大地は天皇の御國と皇祖天神の附與し給ふ中にも殊に此水穂國

は天香の御食國と定め給へれば山川田野悉皆天皇の御
有なるを天下の百姓に頒ち預らしめ給ひ稻穀もまた皇
祖天神より天皇に授け進らせたる物なると天下に頒ち
作らしめ給ふなり是を以て御年初め給ふと天下百姓の
作業と大御自らの任せして祈白させ給ふなり恐いども
辱おんとも遍き御惠の尊そんは言も意も及ばずなむ人初は或
新あたらの誤ちにて御年祈ならむと云へり然も有あむべしと云は曲
説せつたる此或人は何なる無識むしきの人ありけむ見通し難き由
○今按に出雲本に引る貞享本と云ふには祈まつりと作る由
なれば或人の言も據さが無なに非でず然れど講義の説宜しくお
ぼゆれば其に従たどべし

皇御孫命 考云日子穗能邇々藝アマニタマノミコト命より同シテ日嗣知食す大
御次ニシテませば今の天皇をル御孫ムサシノミコト命ミコト申ス奉れり ○ 後釋

云御孫ムサシノミコトを美麻ミマと訓ハスことは續紀十五の歌に美麻ミマ乃ノ嫡ヒメノ已ヨ止
とありさて爰の御孫ムサシノミコト命ミコトを邇々藝アマニタマノミコト命ミコトを指て詔タマガフふるり是よ
りして御代々々の天皇アマニタマノミコト何れとも如此申せる御事あり ○
史傳シトドウ云須賣スミツハ天皇アマニタマノミコト命ミコト皇カミ神カミなどの須賣スミツと同じく美麻ミマハ御
眞子マコトコを略スルける言ハシマにて麻ミマ那ナカ古コトコと云ふに同じ万葉十九に霍
公鳥カクトリを詠ハシマる歌ハシマに古ヘゆ語ハシマ繼スルつる鶯スズメの宇都ミマコト之ノ眞子マコトコ可スル々
とあり此ハ九卷クシタマに人ハシマらば母ハシマ之ノ最愛子マコトコぞと詠ハシマると同じ
く愛親ハシマみ稱スルたる語ハシマなり故皇美麻ミマ命ミコトと申ス天忍穗耳アマニタマノミコト
命ミコトの御事ハシマを詔タマガフへるが始ハシマて大御神ミマコトの日嗣ムサシノミコトを知食ハシマす御
代々々の天皇アマニタマノミコトの大御名ミマコトとなれり

宇豆能幣帛ミマコトノヒタマ考云宇豆ミマコトハ嚴スルしく大なる義ミハなり神代紀に珍
子ミコト字ミコトノニ圖ミコトノニ此ハシマ云スル神武天皇紀に珍彦ミコトノヒタマ豆ミマコト此ハシマ云スル宇大殿祭ミマコトノヒタマ祠ミコトノヒタマに皇吾宇都ミマコトノヒタマ

御子また万葉に皇朕宇頭乃御手などあると合せて知る
べしもてくらハ万の物と置座に充て奉るを云ふ○今接
に記傳にみてを御手の義に説れたれど猶考の説に依る
べくおぼゆ講義又も然云へり

朝日能豐逆登 考云日の出る時ハ其日の佳時なれば必ず
此時を用ふとしもあらねど如此云ふなり聖い稱め云ふ
詞あり逆登ハ下に榮登と書くに因るに榮え登る意ある
を逆は信て書くと爲ベシ古事記に阿佐比能惠美佐加延
岐氏ともあればなり

稱辭竟奉久宣登 考云宣と唱へ訖る毎に神主等唯々と申す
こと上に同じ下此に儀へ祝部等此時忌部の頒つ幣帛を
受去て其社々へ奉りて祭をなすなり令集解に中臣宣祝

詞者時行事宣參集之社々祝部等也とあるへよし義解に
以告神祝詞宣聞百官と云へるハ誤なり下の辭別云々の
條に神主祝部等受賜氏云々とある幣のことハ此條々に
あるを總て云へるにこそあれ百官に聞くもて何とかせ
む○譁義云考に義解に云々と云へるハ誤なりと云はれ
たれど式また儀式に大臣以下諸司主典以上も參集して
此を檢見する由よりされど大臣以下百官に向て宣るに
あらねば稱唯せざるにこそあれさて高天原爾神留坐よ
りこの稱辭竟奉久まで天皇より祈年祭に預り給ふ神
に申させ給ふ詞なり謂ゆる皇祖天神の詔命を以て天社
國社と稱辭竟奉り給ふ皇神等の御前に今年二月に御年
初め給はむとて其御祈の爲に皇御孫命の珍貴の充座

を班ち捧け進られて稱辭竟奉り給ふとなり如斯て上に
集侍と云ふより此稱辭竟奉久宣と云ふまでの詞は其事
を行ふ人に合すると其人の其神の御前に申るべき詞と
を一つに舉たるものなり集侍神主祝部等諸聞食登宣は
宣命なり次に高天原爾神留坐より稱辭竟奉久まで、神
に奉らせ給ふ御祈の祝詞なり然るを神主祝部等に傳へ
て申さしめ給ふが故に稱辭竟奉久宣と云ひ續けて此は
宣命なり如此兩事を兼て聊も紛らばしきこと無く條理
貫通りて鮮明なるは古文の妙なり此を一括にして見る
時は神主祝部等に令されたる
せ給ふ詔詞の如くなりて何の別も無が如し然れば上
集侍云々聞食登宣と此の宜とは神主祝部等に受賜はら
しめ給ふ宣命にて神み申させ給ふ祝
詞は稱辭竟奉久までありと知るべし

御年皇神等 考云御年神の事を下にも皇神と申とは其大

神に向ひて崇め云ふのも○後釋云神名帳に大和國葛上
郡葛木御歲神社名神大月とある是なり○記傳云年ハ田
寄なり多與の切り登もり與世と與志とも云へる例古に
多しさて登志ハ穀の事なり其ト神の御靈もて田に成て
天皇に寄り賜ふ故に云へり田より寄と云ふ義に○講
義云神名式に大和國葛上郡葛木御歲神社とありて一柱
あるを皇神等とあるへ必ず其相殿神御在と云と著し
に神年祭に預り給ふ諸社を總て云ふと云はれたれど○記傳
神に坐そ神の事を及ぼして御年皇神等と云ふ可らず
故熟思ふに御父神と坐そ大年神また御子神と坐そ若年
神も同く御徳の神に坐せば御力合せ給ひて鎮り座と云
ど疑ひ無く是と以て御年皇神等と申せるなり神名帳ふ
る所は一座の如くなるも其祀る所は幾社も並坐す例たる
岡云て大和國城上郡大神大物主神社とあるも一坐する

依志左彥を大輪社鎮座次第に大己貴神少名神三輪坐す由云へり此餘多かリ奉車考云與左志ハ神魯岐の御

志孝年者云與左志ハ神魯岐の御孫命ニ水穂國ト依賜
ふちふに均く是モ御年を知り坐モ神等の其御年と御
孫命ニ依奉て成幸ヘ給ふを云ふ

此御年考云五穀の中に稻が最も未に熟る故に奥と云へり譬へば同じ稱にても晚く成るを奥手と云ひまた遅き

手脇爾水沫盡垂著云てのひちをたまひ如ぢ

なり船の人をふなびと云ふ類多くみづのわわとづを
界き且つのあとの約りななればみなわと云ふも古の例な
り○後釋云多くの中にて僅摘出で云ふ古文の例にて因
を佃る始終の業ともを皆これに含むたり○史傳云畫ハ

櫻の意に借れり○講義云田に苗を殖るに水沫を書き垂
すとあり

豆美とあるれ等ノ畫ハ同記に鹽許袁呂々々遯畫鳴ち
ふ畫の類にて今ハ手にて泥を搔よする由なり○講義云
苗を殖たる後に草を取棄るちよなり

耳化云。謂義云。取手に探るに非す。身を以て其事を執る
なり。取撫よた。取持あせ。用ひたる例甚多し。天皇に事依り奉り給ふ天下の稻穀と百姓の取作る義あり。

八束穂能伊加志穂考云八の言ハ彌の略にて此所ハ彌握
も長き稻穂と云ふい。う。ほ。ハ盛に足りて勢ひ嚴なる穂
を云ふ故にい。う。ちふ言に紀にも此にも嚴重茂などの

字を書たり

初穗

手

波

手

考云其秋の新稻を先づ神に奉るを初穂と云ふ○
講義云此初穂へ朝廷より奉らせ給ふも其社の圭田より
奉るかと思ふに此は決く新嘗祭に奠らせ給ふ幣帛を指
て申し給ふなり四時祭式新嘗祭の條に奠幣案上神三百
四座並大社一百九十八所前一百六座とありて其詞に今
年十一月中卯日爾天都御食乃長御食能遠御食登皇御孫
磐爾齋比奉利茂御世爾幸閉奉止依氏千秋五百秋爾平久
安久聞食氏豐明爾明坐牟皇御孫命能宇豆乃幣帛乎明妙
照妙和妙荒妙爾備奉氏朝日豐榮登爾稱辭竟奉久白とあ
り是新年祭の賽謝なるに併せて尙思ふに踐祚大嘗祭式

拔穂の條に悠紀主基の國の齋郡に齋院を作りて祭神八
座とある其最首に御歲神を舉られたる事の少縁ならず
聞ゆるを以て彌よ新嘗祭なると決きものなり六月十
次御年神の詞なきは此神は稻穀を作る事に依て新年新嘗
祭に此そ祭られ給へれ月次には由なきを以てなり

千穎八百穎爾考云穎は稻の穂なり神に奉るには穂をの
ミ切て藁とば去て其穂を束ねて竹に掛めり下に掛稅千
稅餘とある是なり次下に御酒汁米和稻荒稻など云ふは
皆此千穎の穂の中よりなし分るものなり江次第にも本
穎刈本謂之稻切穂謂之穎これなり古書に多うれど引に
とよばず○講義云此は奉置とありて掛稅ならず同物な
がら此は此彼は彼にて其獻る狀の異なるものなり混む

べうらだ

毘アマ門高知 考云 毘アマは酒と醸アメむりめなり古へ酒とば醸たる
毘アマながら神に奉る故に此言あり 間は借字にて上と略き
て 間と云ふ古言の例なり 依て下に毘上と書し文もあり
高タカは其毘のたけの高きあり 知は敷アシなり 敷とは繁きと云
ふこと彼千木高知とも千木高敷とも云ひ太敷坐とも太
知坐とも云へり ○ 講義云 高知は高く著く見ゆる由あり
考に云々あるを似たることなあら然る由ヨ非ず
毘腹満雙 考云 上には毘のたけ高き故云ひ爰には其が腹
に酒を満湛アツミへ且つ毘の數多き由にて雙と云へり ○ 講義
云 腹は毘の太きなり

汁

爾

頴

爾

母

母

考云 汁といふは右の毘の内の御酒のこと重

ね云ふに言を替たるのみ 頴も右の千頴八百頴の頴と再
び云へり ○ 後釋云 汁とは酒を云ひて 即ち上の毘門云々
是なり 頴は上の千頴八百頴是なり 然れど汁にも頴にも
と尤上の二種を指して云へるなり さて此語諸の祝詞に
多くある中に此所なるは語調ひて理よく聞ゆると他の
祝詞なるを皆云ひざま悪しくて理きこえ難し

稱辭竟奉車 講義云 此新年の時に新嘗に奉り給はむ料物
を豫て申させ給ふなり 考に右の初穂をば千頴八百頴に
奉置てと云ふ言を引掛て心得べしとあれど 稔當ならず
二の稱辭竟奉むは神等の御守護に資て成熟る新穀に種
々の幣帛を供て奉らむと申し給ふなり

甘菜 辛菜 考云 甘菜は薺菜、齊の類 ひ辛菜は蘿蔔野莧の類

ひいと種々なり
鰯乃廣物 鰯乃狹物 考云 鰯ばひれを云ふ廣物 狹物ば大小の魚なり

奥津藻菜邊津藻菜 考云 海にては彼方を於伎と云ふ即ち於久と云ふに同じ藻をば毛波と云へり陸の方を邊と云へり邊の字の音に非ざ○講義云 奥と邊に大小の義あるべし 鰯の廣物 鰯の狹物に對たればなり

明妙照妙和妙荒妙 考云 五色の絹布を奉れば色を以て照る明ると云ひ織の細き荒きを以てえ荒和と云へり妙へ借字にて萬葉などに榜と書くへ正字なりさて多倍は此類の物を總て云ふ名にして古へハ榜麻の布を細きを和

妙錦きを荒妙と云ひ一と今の京となりて絹を和妙麻を荒妙と云へり式則ち是なり言ハ古へにて物ハ異にみれることが多く能くわいだめすば違ふべし○講義云 祈年祭また新嘗祭幣物に五色薄絶各五尺など云へる類是なりさて思ふよ明妙は染たる絶どもの映しきといひ照妙尤色ハ何にまれ光澤ありて美きを云ふなり倭文また木綿麻などを荒妙と云ひ色に染ず光澤の無き絹を和妙と云ふなるべし

御年 皇神 考云 此ハ殊に穀に依給ふ神一柱を申す故に等と云はず○後釋云 神名帳に大和國葛上郡葛木御歲神社名神大月次相嘗新嘗とある是なり○講義云 上には皇神等と申して其社に座す總ての神を云ひ此は御年神一柱

と指て云へりさるへ新年幣物の餘に白馬白猪白雞と奉
らせ給ふこと其神一柱に係りて他神の預り給はぬ所な
ればなり

白馬白猪白雞 考云馬は下文に馳出物止御馬と云ひて神
の乘ますため猪も豚にて御贋の料雞は時と告る故に社
にも必ず奉りぬ白を用ひらるゝ止雨祈に白馬を奉る
より思ふに日白くして荒き風雨無らむ爲に取るならむ
此所よ云ふ猪ハ豚にて野猪ならぬこと儀式の此祭に京
畿貢白雞一雙近江國豚二頭とあり○史傳云神代の古事
之白猪なるを此へ得難き故に後にハ豚に替て獻れるな
り但其を近江國より奉らしめ給へる由緒へ詳ならず○
講義云古語拾遺に宜獻白猪白馬白雞以解神怒とある如

く此神のいたく好ませ給ふ物なり白猪ハ何の爲なる事
を知らず考に御贋の料ある由云はれたれど然らず其は
又白きを何れ爲に愛たまふ事を知らずと云はれ考によ
白きを用ひてよとハ神の乞はし給へるよて此方よりれど
悟るべ文意を
種々色物 考云右に舉云へる御服御酒頤海山れ物どもと
つゞめて種々と云へり色とハ品と云ふなり○講義云祈
年幣物と云へど然きば初穂以下の文に拘へらず考云々
理なし右に舉る云々ハ將來の新嘗祭に行ふ所の幣帛に
して當前の幣物に非ず

宇豆能幣帛乎 考云幣帛乎の下に備奉氏といふ言を省く
こと上の如く徳明云言を畧く非ず此にて理聞えたるなり

大御巫

考云御巫は職員令集解に巫者知鬼神之道者也，在

男曰巫在女曰魂一說在男曰魂在女曰巫此令取此說員數

考選者待式處分別記御巫五人倭國巫二口左京生島一口

右京居摩一口御門一口云々宮中の神の條に神祇官齋院

在御巫等祭神二十三座云々取處女堪事充之○後釋云此

八柱神は天皇の御守護の爲に齋ひ祭り給ふ神等なり○

諸の巫の中には神祇官乃八神と祭るをば殊に御巫と云ふ

○講義云神名式に神祇官西院坐御巫等祭神二十三座とある此中なるも云々神祇官は八神を齋ひ奉りて他社と異なきば取分て大御巫といふなり巫を加牟能古と云ふ事ハ天野信景が鹽尻に世俗稱巫女爲神子訓美或曰美加武乃古按楚辭雲中君朱註曰雲神所降也楚人名巫爲靈子

若曰神之子也以此見之則神子之稱僕漢同其意とあるへ然ることあり

辭竟奉 講義云考に稱字を他例に依て補はれたれども諸本皆無に依て本のまゝに楷つ稱辭竟奉ハ其祭祀に與る物に就て云ひ辭竟奉ハ唯に其齋く神の御徳を申し出る時に用ふる詞なり云々稱辭竟奉ハ祭にも神の事にも瓦りと知るべし云々大御巫生島の如く祀る御巫に就てハ辭竟奉と云ひ座摩御門の如く祭る所に就てハ稱辭竟奉と云へり

皇神等 講義云神名式神祇官坐御巫祭神八座並名神大月次新嘗とある此御社あり古語拾遺に仲從皇天二祖之詔

建樹^{シテ}神籬^{サハ}所謂^{ハシメテ}高皇產靈神皇產靈現留產靈生產靈足產靈
大宮貢神事代主神御膳神以上今御巫所奉齋也とあるを
記傳に從^フ天二祖之詔とあるへ正しく後神代紀ある詔
今云則ち天津神籬云々とある詔敷を指すなると云へりと云はれたるは然るこ
となり

神魂高御魂 講義云神魂高御魂は古語拾遺に高皇產靈神
皇產靈と次第たる如く凡て神典の正實ハ如此なれば必ず然ゆるべきものなり此神祇官ふ祭らせ給ふをのみ然誤れるより廣ざり○次第の錯へるは其元一書に記したものあり云々今較に此二神の御名義御功德等の
事ハ古事記傳古史傳と始め諸書に委^シく人みふ大かた
知りたるべければ記し出ず

生魂足魂玉留魂 考云神祇令の集解鏡現祭に云へる饒速

日命自^レ天降る時天神の授給へる生玉足玉死反玉道反玉
云々とある十種神寶の中の四つは即ち此所の生魂より
下三神と言も功も均一きを思ふに天皇の御命長く御稜
威足ひ又死たる魂を蘇生せ黄泉の道より反りなどし給
ふ後伊邪那岐命の御功ある神等ありけり○記傳云玉留
魂は多麻都米牟須毘訓ペ^シ都米^シを留なり浮れ行く魂
と留め給ふ靈に坐すなり

大宮乃賣 考云太玉命の子にして天照大御神の宮の内の
事を執り給ひ内侍の天皇に仕奉る事の本なり下の大殿
祭また古語拾遺に見ゆる如し

大御膳部神 記傳大宜都比賣神の下に云宜ハ食にて都ハ
助辭なりさて此食を放ちて^ハ宇氣を云ふ大宜と續く故

に省きて云ふ大御膳津神と云ふは正しく此と同名なり
唱ふるは非なり ○ 講義云 古事記に大宜都比賣神と見
えたる御名に等しく御名式には御食津神とあり此は豐
宇氣大神に坐り云々記傳に大食と説れたる如く御食と
知看す神なり ○ 今按に倭姫命世記云 調御倉神宇賀能美
多麻神坐亦號大宜都比賣神亦保食神神祇官社内坐御膳
神也とあり猶此神の異名多く座すことを古史徵を見て知
るべし

辭 代主 記傳云此八座の神の内餘の七柱は何れも天皇の大御身の上と守り福ばへ坐す神等なるに準へて思へば此言代主神尤父の大國主神の言に八重言代主神爲神之御尾前而仕奉者違神者非也とあり此等の故由にて殊に

天皇の御守護神もればなるべし ○ 今按に此八神の御事は種々の説あり講義にも委々考ふれど思ふ旨ありて今ハすべて省けり尙別に云ふべし

手長御世 考云手は發言なり ○ 後釋云手長は足長なり萬葉に御壽者長久天足有とあり

堅磐爾常磐爾 考云加伎波ハ加多伎以波の多と以とと略き登伎波は登古伊波の古以の約り伎なれを登伎波と云へり皆かへらぬ事の譬なり ○ 講義云爾ハ辭なりと雖ども比喩の物よど承たるは皆如字の義なま中臣壽詞に八桑枝の立榮仕奉とある乃と同じ詞なぞ

齋奉 考云以波比ヘ伊美と延べ云ふにてもと凶事を忌避て吉事を用ふると云ふ言なり此所は君が御代の變り移

ふことと忌避て磐の如く堅く常々に此幸はふ神等の幸はへなし給ふを磐へ云ふなり漢國ば祝賀慶忌齋など之の字を作りて各々小別して目標とせれど皇朝にてハ此言へ思てふ一つなるを事に從ひて分ち知ることなり後世人ハ漢文字によりて惑へり○講義云幸開奉とある對にて古文の例必然なり伊波比は不祥事と忌避て善らしむるを云ひて此を神の方よ天皇の御爲に忌を奉てて万に惡き事あく善らしむるを云ふ伊波布ハ其根基の堅固不動あるを祝き云ふ語みるが佐伎波布は其枝葉の茂盛繁榮する由の祝言乎然きば伊波布ハ齋延にて佐伎波布ハ幸延なること更なモ

茂御世 考云既に茂穂の所に云ひつ

皇吾睦神漏岐命神漏美命登 後釋云此ハ皇祖神ならぬ神等もあれども厚く尊み給ひて皆皇祖神として祭り給ふ由なり登と云ふ辭これなり萬葉十四に信濃なる千隈の川のさゝれ石も君し踏てば玉と拾へむとある此玉との間に同じ玉ならぬ石を玉として拾へむとなり是にて心得べ一○講義云第一の詞に神漏岐命神漏美命以云々とあるを受たるなり此ある登の辭は皇天二祖の詔を指なり然れば登の詞にてと云ハむか如し其例は明御神止御宇天皇など申す登あり皇祖天神の詔命に依て天社國神の詔命に依て行をせ給ふとなモ。今按に此兩説ともに捨難くおやめれば並べ舉つ見む人撰て取るべ一

宇豆能磐帛乎稱辭竟奉

後釋云 奉は獻る意とまた祭る意

とある言なれを稱辭を竟て獻ると云ふ義になるなり
座摩、考云爲賀須理と云ぬことも座ハ令集解に居とも書
くが爲と訓むことは定うなり然れども座も居も借字
にて井之後ちぬ所の名にや有けむさて是は御井神の祭
なりまた式に御川水祭にも此座摩御巫と用ひらるゝを
思ふに其初め井の邊に坐す神と御井乃神と祭らきしに
やまた席摩とあゆすりと唱るるも定がある由見えねば
思ふにある。でと云ふに尤あらざるも然らば井之塘の意
なる故に御井また御溝水にも祭らるゝならむか○講義
云神名式に座摩巫祭神五座並大月次新嘗とある神の祈
年祭の詞なり古語拾遺神武天皇段に座摩是大宮地之靈

却のに必此しも朝の其に數次攝りて大はすく給のに說所其坐に津と拾遺に申ひをこにを後し皇國に式坐せよ此にはち和にの生あり神西に在さしや更合即大地神に於くに給り神大す座山仁敷郡に祀攝にふ後等宮且摩城德坐の給ら津對とにの地仁とと天云地ふせ國へせ都主の徳云京皇々名も給西てを領天ひを宮ちに云ふ生其遷きと皇遷造とが郡無新坐しのあさり文式こ都座禮京れるて大るれしにこそを摩しのた地齋宮べて給ももひ思他神き地るあ奉地しもひ依同は所社こに時りりのと同てる郡えにとと元々て給神云し宮にに中古同神に座摩をされはす鎮例ふくらたし齋りの仁や坐と大もそれ齋ま此社はる徳已すし宮あ其どはし大あはる後天が神て造ら後拾れ、神りも更な宮も皇心の如りぬの遣て故の此と堺

地の地主神に非ずして大宮地の靈物
の神又坐り靈と御恩頼の義なり

生井

考云

神名式に生井神清和天皇紀同し○今接に上に

生魂神ありまた生國生日生弓矢生太刀などいと多く

榮井

考云

紀にも式にも福井神とあり榮福幸などハ言意

どもに同じ

津長井 考云記式ともに綱長井神とあり訓ハ同じ○記傳
云井の深きは水冷かなる故に釣瓶の綱の長き由を世の
長き由に懸て稱へたるふ此三の名ハ御井神のみ名と種
々稱へたるあり

阿須波 考云古事記に大年神の子にて庭津日神次阿須波
神次波比岐神とあり萬葉二十上總歌に爾波奈加能阿須
波乃可美仁古志波佐之阿例波伊波々牟加倍理久麻佐爾

とよめり○記傳云足場の義にやあいをあすと云は地名
の足羽など是なり凡て何處にまれ人の足ふ立る地を
足場と云ふ今世に足場の乞ひしきふど云ふめりきて
此神は人の他へ行くとても万の事業とあすとても足ふ
み立る地を守り坐す神もるが故に毎家に祭りしにや越
前足羽社記曰古者男大迹天皇居於坂井郡三國之地焉於
是鎮祭大宮地之靈故呼足羽以爲地名也と云へる此說古
傳と聞ゆ大宮地の靈とは此阿須波の神を云ふなり
波比岐 記傳云波比入君の意が伊は比の韻にある故に省
き又理と美とを省けるなり後撰集春上に通む住侍りけ
る人の家の前なる柳を思ひやりて朝恒妹お門の波比入
に立る青柳に今や啼らむ鶯の聲堀川百首にも柴の屋の

はいりの庭におく蚊火の煙うるさき夏の夕暮これらを
思ふに門より屋内に入るまでの間の庭と波比入といひ
しなり波比入とえたゞ歩入にて今世言にもはいるといひ
ふ是なりはふといきゝかの間の所を行くことなりふ
くて此神は其波比入の庭を守り給ふ神にやらむに立世
開前白洲あせいかある所なれば殊に此神ますあるべし
もむねとする所なれば殊に此神ますあるべし
皇神乃敷坐 講義云敷坐へ其任と及ぼすの謂なり万葉に
天皇の敷坐國また百敷の大宮所とよみ常にも屋敷とい
ひ物に及ぼすことに布^ハ徳^ハなどいふ志久これなり此と知
に通へして宮柱太敷と宮柱太知などいふに似たれど敷
へ此より先に布^ハ及すの意知は彼より此に歸順く意に
て等^ハかぞ

宮柱太知立 記傳云下津磐根を底津磐根とも云ひて凡て
上代には神宮を人の舍宅も伊勢神宮などの製^ハの如く地
を堀て柱を立る故に此稱辭あるなり石根へ殊更に礎を
するに非ぞ地底にもとよりある石根まで深く堀て立る
といふ義より此稱辭を古來たゞ柱のちへとのも心得た
れどさにあらざ萬葉ニ水穂國を神隨太敷坐而云々又
一に太敷爲京乎置而云々またニ飛鳥之淨之宮爾神隨
太布坐而云々などある例を思ふに宮柱太知を其主の其
宮を知坐と云ふあり太も右の萬葉に柱あらで國と知坐
にも云へれば只廣く大きにと云ふ稱辭なり布刀幣帛布
刀詔戸太占なども云へりかゝれを此語は専ら柱にかゝ
るにあらざ其宮の主々係れる語なるを太と云ふが柱に

縁あるから宮柱太知と云ひて兼てその宮を祝たるもの
なり○講義云皇御孫命の敷坐る大宮所なれど上に云る
如き子細ある故に皇神の敷坐下津磐根にと書を易て申
させ玉ふなり第二詞に皇神の依し奉らむ奥津御年云々
依し奉らばとある如く百姓の耕し種ることどうく云ひ
て其事と神に係たると同じ

高天原爾千木高知 記傳云高天原には深くと云むとて下
津磐根爾といふに對へてたゞ高きことを云ふ古言なり
千木は上代の家造に屋の左右端に在て其本は前後の軒
よりして上りて棟にて行合ふを組違へて其末を長く上
へ出したる物にして其棟より上へ高く出たる所を云ふ
なり高知もたゞ氷木の事のみにあらざ主の其宮を知り

坐すと云ふ高も上の太と同く稱辭なり續紀聖武天皇の
即位の時の詔に天下乃政乎彌高爾彌廣爾云々萬葉六に
吾大王の神隨高所知流稻見野の云々又自神代芳野宮爾
蟻通高所知者山河乎吉三この歌もて心得べゝさて氷木
は高く上る物なる故にそれに云ひうけて兼て其宮をも
ほめたること全ら宮柱太知と云ふに同じ

瑞乃御舍乎仕奉 後釋云美豆は物の美しきをほめ云ふな
り御舍ば御殿アガルなり仕奉は造り奉るを云ふ凡て下なる者
の上の爲にする事とば何わざにても仕奉と云ふあり
天御蔭日御蔭登隱坐 考云天と覆ひ日と覆ふが爲の屋な
るを文にうく云ひなせるあり○後釋云隱ハ加久理と訓
ベ一古言にハ多く然云へりさて隱とハ御殿の蔭に覆は

れて其内にまゝまと云へり人に見えじとて隠るゝにはあらざ

安國登平久知食 後釋云安國は安き國と心得てもあるべけれど猶いきゝか異なるべし安見し、吾大君と云へる是なり○記傳云食は見す也但常に仕人見_{ナセ}を見すと云ふとは異てたゞ見を美須といひ見賜を見く賜と云ふ一の古言なり云々あれば本も物と見ることなるを國を治め有ち坐をことに用るなり君の御國を治め有ちますを知とも聞とも食とも申す也君の此國を治め有ちますは物を見るが如く聞くが如く知るが如く御身に受け入れたもちますを云ふなり

御門能巫 講義云神名式に御門、巫、祭、神八座並、大月次新嘗

櫛石窓神四面、門各一座、豊石窓神四面、門各一座とある社の新年祭の詞なり

櫛磐間門命、豐磐間門命 考云古事記に天孫天降坐す時に思兼手力男天石門別の大神なさ有て次に天石門別神亦名、謂櫛石窓神亦名、謂豊石窓神此神者御門之神也と云り○記傳云櫛豐ハ例の稱名間へ眞の意石ハ其眞門の堅固き由にて石門と云ふに同じ

湯津磐村能如 考云湯津ハ五百の略村ハ群なり○今接に津ハ一つ二つのつなり紀五百箇と書きたるにて知るべく

塞坐 講義云塞ハ障有にて其湯津磐村の如く立_{ササ}り障へ留め給ふ形象の語也

朝者御門開奉云々 講義御門祭の條 云 古語拾遺に曰 臣命
帥來目部衛護宮門掌其開闔と見え姓氏錄大伴宿禰條に
云々雄略天皇御世云々奏曰衛門開闔之務於職也重若一
身難堪望與恩兒語相伴奉衛左右勅依奏是大伴佐伯二氏
掌左右開闔之緣也と見えたる如く上古より大伴佐伯の
二氏門部を率て御門を衛護りになり中古以來六衛府の
官出來て諸門の禁衛を主ること人の知れるも如く然る
よ御門の開闔の神業に託たるは全く人の爲業には在る
あら幽より神の賛けで物爲させ令め給ふ所ある故也
跡夫留物 講義云下なる神門祭詞に四方四角與利疎備荒
備來武云々又道饗祭詞に根國底國與利疎備跡備來物な
どある妖鬼と云ふ○同御門祭の條云神代記に高皇產靈

尊敕大物主神汝若以國神爲妻吾猶謂汝有疏心云々とあ
る是は惡神の例に非ずと雖此文は假て説くべしとする尤
天神は八百萬神の主宰に坐し天皇は天下人民の君主に
渡らせ給へば本より歸順ひ仕奉りて其大御旨を仰き奉
るべき天地の大道なり此大道に依るを誠歟と云ふ此に
反して神にも皇にも歸順ひ奉らず其大御旨を放りて親
親しみ奉らざるを疏心と云ふと同じ云々○今按に朝廷に
ものと訓めるものに同じ
自上往者云々 講義云邪神姦鬼は能く天に上り地に冲る
が故に人の如く門戸より出入ると云ふにも定ること無
れば上より下より荒び疎び來むを何方よりも入るめじ

と守り給ふとなり

夜能守日能守 講義云晝夜と捨て守らせ給ふ由なり
生島能御巫 史傳云大八洲の國々島々の御靈の御功德と
總稱へて生島足島と申し又生國足國とも稱すそハ古語
拾遺に神武天皇の御世の事記せる所の皇天二祖神の詔
により神籬を立て祭り給へる神の中に生島是大八洲之
靈今生島巫所奉齋也とありて神名式に神祇宮西院坐生
島巫祭神ニ座並大月次新嘗生島神足島神とあり古來よ
りいと重く祭らせ給へり

生國足國 史傳云生と足と對へ云ふ例ハ生玉足玉生日足
日など數多あり

島能八十島 考云島ハ即ち國を云○史傳云次文に狹國者

廣久云々とあるを思ふべしと語を互にしたるものある
り○講義云鎮火祭詞に國之八十國島之八十島とあるそ
れにて此大八島國よを始めて大地万國とすべていふ語
なり

谷蟻乃狹渡極 考云こは他よは谷蝦蟇とあり爰には字を
略けり詞ハ万葉に谷具久と云るこれなり○後釋云狹ハ
借字にて眞渡なり此物ハいづくまでも靈しく行通る物
なる故に云へり

鹽沫能留限 考云こは海潮の満ち行く時流るゝ沫の至り

留る果といふにて天下の遠き限りを譬ふ
狹國者廣云々 講義云狹國者廣久は鹽沫能留限より受た
り鹽沫の瀰凝に凝り留りて漸國土の大きく成れりト古

説にて當今も彌廣りに廣を居る形象といふ峻國者平久
は谷謨能狹渡極より受たり大地の凹き所は江海たり凸
き所へ山嶽なり其凹き所は所謂大海なり湖沫水沫の凝
成て狹國も廣くなれるが其凸き所へ山嶽にして之を平
にせざれば國の面足らはず云々

陸事無久 考云おつるハ漏るゝに同じ島と國ハ同じきを
知らせて互に云ひ其國々漏落す御孫命に依り奉ると也
依左志奉故 史傳云皇神の敷坐す國のあらゆる限を皇御
孫命に依り奉ると云へるなり

辭別 考云言に云ひ別けてと云ふのみ○講義云伊勢大神
宮祈年祭の詞へ此下にありて天皇我御壽爾坐云々と此
に就て其餘に尙申させ給ふ事の御座て此詞へ申させ給

ふに依て辭別てと申させ給へり辭別へ上に專要とある
事どもを云ひ竟て其餘の事と述べむ料に殊更に改めて
云ひ起す詞なり江次第行幸シダ神祇官ミツノミコトノミコト被ヒ立タチ伊勢イセ奉幣使ヒサシヒ儀に
有辭別之時參シマ草シマとあるとて辭別シマ云々は別條なると
とと知るべきなり

伊勢爾坐 講義云貞觀儀式に諸社の祈年の幣帛と神主祝
部等に頒るゝ所に大神宮幣帛者差使進シマシテ之ナシと見え他社の
例に異なれども儀式は共に行ひ給ふ故に伊勢に坐とへ
云へり

天照大御神 今按此大御神の御事へ誰も知り奉れるが
如く尙下に申すべし
大前 講義云大前としを申させ給ふことへ殊に深く崇重

奉り給へるものなり古語拾遺に天照大神者惟祖惟宗尊無ニ自餘群神乃子乃臣誰能敢抗と見えたる如く天地の間に二ふく尊く畏くはしませどとの義もれば其御禮典も御崇敬も自餘の諸神には亘に超越させ給ふ御事也皇神今按に皇字の下に考に大神の二字と補されたるを史傳にも從はれたり

見霧坐四方國者講義云見は所知食また聞看の食看の言と同じく其身に稟持て其事を知行ふ由より霧ハ照と同じ欽明天皇の大御名天國押開廣庭天皇と申せるも天と國とと押照^{シテ}坐て場廣く知食す由の稱名なり御鎮座本記に憑戸押張云々とあるえ憑戸押開にて遙に遠く見晴ら一坐りとの義にて其極は御照^シ坐す由に歸めり四方

國は大御神の高天原より御霧かし御照^シ坐る境界と大凡に云ひて天地の底際の内と指すなり同語ながら大祓

詞に四方國中とあるとは用法異あり
天之壁立極考云夫の壁の如く四方に側て見ゆ○講義云國之退立限に對へて蒼天の壁の如く常へに立る極といふことなり

國之退立限考云退立は遠ざか立左と曾と音通ひ加利の約は伎なれば延ても約ても云へて万葉に同じ言を天雲の曾久敵の極天雲の遠隔の極遠けれどもなどあるは曾介の介を延て曾久幣と云に同じ言な^モ古事記に久毛婆那禮曾伎遠理登母もあるも同じくて伎介久^モ同音な^モ且つ放^カと退はこゝろ通へば退とも書きつ立は右の

壁立の立の如し。後釋云こゝは天に對へて地を國と云
り立とハ大海と遙に見渡せば彼方アカは高く見ゆると云ふ
○講義云國は此大地の全ミツをいへり我居る所と以て正中
と定め四方と觀覽すれば我アタマが居止する所大地の最高と
なり四方皆卑下とある故に退立限とは云へり○今按に
曾伎は曾久アシクと下へ續くる故に如此いへり曾久幣は退く
方なアシカニ曾介は令退アシカニにて曾久幣の約にはあるべあらず尙
委しくは記傳等に云はれどるを見るべく

青雲能靄極 後釋云青雲とは青き空を云ふ○史傳云上文
に天といひ國と云ひこゝに青雲云々白雲云々とあるは
四方を云へるなり

白雲能墜坐向伏限 考云向伏とは遙かに向ひ見るに墜伏

てゐる雲の限りを云ふ万葉に天雲の向伏國神功紀に天
疎向津媛その外多々

青海原 講義云たゞに海と云へり青と冠らせたるは青雲
などの青と等しく其所に至らずして遠く望みたる形象
を云ふ

棹柂不干 考云船の間もあく通ふを云ふ柂は古事記に新
羅王の云不レ乾キ船腹不レ乾キ船檻カガなどあり是等字は異なれど
こゝの言はアシカニどりアシカニよむぞ例なる○講義云船路の行
至る極を云ふ不干アシカニ不休息と云ふに同じ

舟艤能至留極 考云陸にてハ馬爪至留限と云ふに均一○
講義云万葉十八に布奈乃倍乃伊波都流麻泥爾と詠るに
同じく船の艤先の向ひ到る極限と云なり

舟満都々氣氐 考云陸にてハ長道間無といへり○講義云

句を隔て狹國者廣くへ續き又上に還りて青海原は云々の語を引起す意ありて其義上下に瓦る明文あり

荷緒結堅氐 考云諸國より今年の初物を奉るを荷先と云

ひて筐に納め荒薦に包み緒して馬にのせ駄るを云ふなり万葉に東人之荷先の筐の荷の緒にも妹情に乘にけるかもと見えたり

履佐久彌 後釋云磐根木根にて凹凹ある道を踏み行くと云へり

長道無間久立都々氣氐 考云こゝを暫く云ひ切て次の荷

前へ續けり○史傳云道の長手の間無きばなり貢物の荷馬の立續くを云へり○講義云上の例に長道無間立都々

氣氏と自陸行道者云々の上へ回らして心得べし此亦句を隔て峻國者平くに互る爲に錯綜せるなり

狹國者廣云々 史傳云狹き國峻國より御調進るとては

その道の狭く峻しく物進るに障ることのあるべきと然ること無くや云をあく云ひなせり

遠國者八十綱打掛豆引寄如事 考云遠國者云々は三韓は

本よりにて種々の國も追々に貢奉りしこと古へ多うり

一故に云へど又狹國は廣くとは出雲風土記に其國狭く作り一とて新羅其外の國の餘りを八十綱打あけて引寄せし事を云へど其等の意に同じ○講義云遠國は海外諸

諸國を云へり八十綱云々は外國の方物と引寄せて貢し免給ふ譬なり云々考説の如く出雲風土記なる國引の例

にて國土經營の當昔には何らもゝある事のあるべけれ
ば其古事に本づきて此譬はあるなり

皇大御神能寄奉者 考云右の事ども皆大御神の御依し
るを云ふ

荷前者 考云是をのさきと訓べき例など萬葉考の別記に
出づ云々萬葉に荷前と書くにても書く據こは諸國にて
出來る調の初物を大内へ奉りて大内より伊勢を始めて
諸陵へも奉出し給へり○講義云政事要略に職員令を擧
て其下に基按義解所謂荷前者四方國進御調荷前取奉故
曰荷前とあり云々重荷荷緒などいふ時は通と云ひ荷前
など通るときは能と云へり

殘波平聞食 考云その餘と御孫命の嘗坐するあり

皇吾陸神漏岐命神漏彌命登 史傳云神漏岐命は高皇產靈
神を申し神漏彌命を神皇產靈神と申す御稱あると此に
大御神一柱なると稱せることは上件の御幸ます故に別
にかく尊み稱へ奉る由なりそは女男二柱に申す言と大
御神一柱に稱せるを以て辨ふべし故命登と云るなりこ
の登と神漏岐命神漏美命と稱奉てと云ふ意の登なり○
講義云既に云る如く皇大神及天社國社の神等を如此齋
奉らせ給ふ御事へ皇祖天神の詔命に因准たまふものな
りされば此は大凡に皇祖天神の詔命に依せ給ふ御事を
神にも顯はし申せるにて此の登の詞へそれに就て云へ
り○今按に此に兩説並載たること上の大巫祭神の下に
云へるに同じ

字事物頸根衝拔考云鷦鳥ふ潛くにへ頸を倒に水に衝入るを人の頸もて地につき散ふに譬へたり且頸根を首根なり頭を倒にするにへ先つ頸がもとなると以て云ふ事物は即ち物を云ふ詞にて萬葉に鷦自物水に浮居てと船の浮び居るを譬へ云ひ肉自物膝折伏氏と人の膝と屈めて散ふに譬へたる類なり衝拔は突通すと云ふに同じくて事と強く云ふなりさてこそ御孫命の御自散ますさまなり○歴朝詔詞解云大平說に自物之狀之なるべし邪麻と自毛と通へり鹿自物は鹿狀之にて此類皆同じ○史傳云事物は即ち其物を云ふ詞といはれたる尤違へり鷦の如くと云ふ意ぞと云もれたるに從ふべし

御縣爾坐考云縣は後に郡と云ふに同じ故文は古に依て

縣と云へり即この六つの縣の郡の名の同じきを以て知るべく且郡ちふも暫く後に定られたるなりさてこの御縣は令に官田と云ふみて畿内に天皇の供御の物を作御莊と云ふも是也○記傳云阿賀多は上り田にて元へ島のあとなり田と云は田をも島をも統める名にて其中に水のつらぬを島とも上田とを云ふ水田よりは高く上りある由なり神代卷ふ高田萬葉に上爾種蒔などあるは水田は高きと云るなきど高處を阿宜といふ證なまさて阿賀多は元島の事なりと云ふ據へ八千矛神の御歌に夜麻賀多爾麻祁流阿袁那母云々などある夜麻賀多は山縣の謂なるに求^{アガチ}茜蒔る青菜などあるを以て山みる島なるこ

とを知るべしさて新年祭祀詞に云々これに甘菜辛菜云々とあると思ふべし此六御縣の殊に近く京畿に在て朝廷の御料ふ陸田物を作りて貢進る地なるが故にその神を重く祭りたまひて如此く新年の祝詞もあるなりあゝれを縣と云ふはもと御上田より起れる名にて又それに准へて諸國にゐる朝廷の御料ふ地をも云ふ云々あくて漢字と用る世になりて此阿賀多に縣字と當て書ならひてやゝ後にハ必ずも朝廷の御料ふ地ならぬども彼漢國にて縣といふにあたる程の地をばすべて其縣といふことになれるなりやゝ後に縣と云ふほどの處をば元は其をも國といひになり阿賀多と云ふはもとは朝廷の御料地に限れる名なり云々かくて後孝德天皇の御世に至て

其ほどまで縣と云し程の地を皆郡と名けて天下悉く國と分たる名を郡と定められて某國の某許保理といふ也許保理と云は古より有し名に非ず新井氏云こやりハ韓語より出たり云々○講義云御縣へ朝廷の御料よて供御に備る雜菜雜菜と貢る地を云へり内膳式に園池と云る是也阿賀多ハ頒田の義なるべ一方疆と限りて頒ち知る意にて名けたるなり田とハ陸田をも水田とも統たる名なるが阿賀多と云ふ時へ一方域の總稱となれり記傳に上田なりと云れ倭國六御縣へ記傳の説の如く此へ殊に近く京畿に在て朝廷のめへ給ふ陸田、田物を作りて奉れ、と此に准て餘國の縣をも然むりや云へむハ僻説あるべ一云々さて朝廷の御料を上古へすべて御縣といひ區別へ御園とぞ云けむ云々今京となりて

ハ内膳式に園池三十九町五段二百歩云々此を統領ると
園池司と云ふ今京となりてハ園池司れ官廢れて内膳司
に屬るものなりたるものにて言義は御園に同ぢくして
上古に御縣とい然れども今京にても然すがに上古の制
ひし名殘あり然れども今京にても然すがに上古の制
と易きせ給ひ難くて御園は上に引る或文れ如く京近き
地に移させたまひしりども猶古制に因准て大和の六御
縣に坐す神等を主と祭らせ給ひて京外の御園神はなほ
次に立たまへりさて此詞に御縣に坐す皇神等と申せる
ハ決く豐受毘賣神るべく云々御縣に坐とは天皇の供
御たまふ御縣に坐てその營る所のものを守り坐す神と
申す意なきば其神は誰う坐さむ豐宇氣毘賣神と除て尤
非じと思ゆればなり云々三代實錄に貞觀三年五月甲戌

朔授園池司無位御氣津神從五位下とある園池司後れ廢
れで内膳司にて管領せる故に式には内膳司園神十四
座とあり云々御縣坐神とは豐宇氣毘賣神の菜園と守ら
せ給ふ分御靈神みると更なり○今按に講義の説おも
くろけれど記傳も捨むたけれを並へ舉たり見む人えら
みて取るべし

高市云々御名者白岳考云此神たちの御名は別にあれど
こゝはたゞその社の坐す所を御名といひなせり式にも
六ながら御縣坐神社との互擧られたり○山城の京とな
りては内膳職の十所の御園を定め各その御園の神十四
座とも祭正坐せどなほ古へに依て大和の六縣は月次新
嘗の祭など絶させ給へざるなり○神名式云大和國高市

郡高市御縣神社名神大月 葛下郡葛木御縣神社新嘗大月次
市郡十市御縣坐神社新嘗大月次 城上郡志貴御縣坐神社新嘗大月
嘗山邊郡山邊御縣坐神社新嘗大月次 添下郡添御縣坐神社新嘗大月次
次新嘗

山口爾坐 講義云月次祭の詞に山能口とあれば能の辭と
加へて稱ふべし廣瀬祭の祝詞に皇神等の敷坐す山々の
口より云々又記高津宮段に那良山口みどあるも此に同
じく山に入り立つ口といふ義にて俗に山の上り口とい
ふ是なり云々此詞ハ宮室を作る料の宮材を伐るの用に
就きて山神を祭らせ給ふなると其御祭ハ山口にて行は
せたまふことなる故に其御社ハ山口にして齋祀らせ
たまへり云々

飛鳥云々御名者白氏 神名式云大和國高市郡飛鳥山口坐
神社大月次十市郡石寸山口坐神社大月次新嘗○本居翁を
村字新嘗編を省○本居翁を書るなり城上郡忍坂山口坐神社大月次新嘗○本居翁を
口坐神社新嘗大月次高市郡畝火山口坐神社大月次新嘗○本居翁を
無山口坐神社新嘗大月次○考云其社の在る所を御名とする
ハ上に同じ凡そ山口に坐す神と云ふは多うれど殊に此
次の社を月次新嘗○考云其社の在る所を御名とするよ祭らる拔畝火耳無ハ孤立○講
今にてハ宮材となるべき木へあらねどいと上代に此六
の山にて採初られし由ありて諸國にて採せらるゝにも
先つ此山口の社を祭りたまふこと、やなりつらむ○講
義云今之京となりてハ山城國にあそ山口神社を定めさ
せ給ひて齋りせたまふべきに尙大和國にて祀らせ玉ふ

事へ上に云る如く神代の幽契を重みし給ふ所なり云々
畝火耳無二山ハ甚も上代ハ宮材が採るべき繁山なりけ
むを國中に突起せる山なる故に既く伐り盡したりけむ
云々

遠山近山爾生立爾大木小木乎 考云遠山ハ諸國の山なり
萬葉に藤原の宮造の材を近江の山上との外四方の國々
より持參ることを云へり是を以てこゝと知るべし○講
義云生立留へ生立有なり記高津宮段に於斐陀氏流佐斯
夫また朝倉宮段に於斐陀氏流毋々院流都紀賀延波とあ
りて木に云ふ語なり草にへたゞ生出と云り

本末打切底持參來底 考云大殿祭の條に今奥山乃大峠小
峠爾立留木乎齋部乃齋斧乎以伐採底本末乎山神爾祭

中間乎持出來底とあるに均し○講義云その遠近の山に
て採る所の大小の木どもの本末をば山神に奉て置て其
中間と宮材に用ふ事と云るにて云々本末打切底は本末
と打切残し置くと云ふなり持參來ハ持出來といふに同
じ宮材を引く事は万葉一卷藤原宮役民歌に箇に作りて
川より流し歩より運ふなど種々なり委しくは其歌に就
て見るべし

四方國 考云よもは四面の略にて方と書くはことわりの

水分爾坐 考云古事記に天水分神訓分云久麻理下做之
くよりと云なり後世の訓は由なし此水分ハ文武天皇紀
に奉馬于吉野水分峰神祈爾也万葉に神左振磐根已凝敷

三芳野之水分山乎見者悲毛などあり○記傳云水分は久
麻理は分配にて水と分り給ふ由の御名もあり○史傳云水
分神の坐す所と即水分といふあり

吉野云々御名者白氏 考云所を以て御名とする事上に同
一○神名式云大和國吉野郡吉野水分神社大月次新嘗宇陀郡
宇太水分神社大月次新嘗山邊郡都介水分神社大月次新嘗葛上郡
葛木水分神社大月次新嘗○考云今山邊郡鞆田村と云ふに
都介山といふ山あり葛木は今葛上郡增村といふ所にみ
こもりといふ所ある

皇神等能寄奉牟奥津御年乎云々 講義云此同文上なる御
年神詞にも在り然れども御年神は農事を守護給ひ水分
神は水理を知食して其主宰る所殊異なり是以彼詞には

手肱爾水沫畫垂向股爾泥畫寄底と續けて田を殖るより
稻の成立まで其勞く狀を悉く云含めたるものにて此詞
と同事の委しきならず云々此詞に皇神等能寄奉牟云々
とゐるをそきとは異なりさるへ水分神へ田に水と分配
附與給ふ神に坐すが故に農事の上にハ拘りなからに拘
り給へぬ所あり是以農事と云はざるなりさて雨水こそ
ハ人力の及ばぬ事あれ田に水を灌くことハ民の事業な
るを皇神等の依り奉と云るへ顯にこう人の引する水な
れ幽より水分神の相預して其事を能せしめ給へるが其
即水分神の天皇に奉り給ふ由あり

穎爾汁爾 母講義云あの穎にもの穎へ上に初穗とばと云る
其を指すにて第二詞に千穎八百穎爾奉置底の詞と省か

れたるふれどそれなりに能く通ゆるる

朝御食夕御食 講義云記、日代宮殿に朝夕之大御食と記され大神宮儀式帳に朝、大御饌夕、大御饌と作て常住不斷聞食大御食と云ふ事と心得て宜しけれど尙考るに天皇の供御を始て諸人の食物古昔より朝夕二度のみなりしむり大膳式新嘗祭條に當日給食料を記さきて其男、辰日旦女、卯日夕辰日旦給之、また辰日夕於省家給之なども見えて旦夕の二度より外無く

加牟加比 後釋云加は宇加之御魂など云ふ字加の字を省けるにて食なり食の字氣の字を省けるにて加と氣とへ一つなり酒を佐加竹と多加といふ如く字氣も上にある時へ字加とも云へり牟加比ハ萬葉の歌に御食向とよめ

る向にて神に物を手向と云ふも同語なり牟久流ハ令向にて奉る方より云ふ詞。牟加布はそを受け給ふ方より云ふ詞なれば加牟加比は食向^{ムカヒ}にて御膳につき給ふと云なり爾てふ詞は下の聞食へかけて云へり

長御食能遠御食 考云長も遠も祝言^{サザ}なり○講義云第八詞に此六、御縣能生出甘菜辛菜平持參來玉皇御孫命能長御膳能遠御膳登云々と見えたると同じ續げざまあるが彼は菜蔬と以て長御膳の遠御膳といひ此へ稻穀と以て長御食の遠御食と云へるが其差異分明、いからではえあるまじき事あるに依て朝餉夕餉に着坐す事と云るなす赤丹穗爾聞食 考云丹はもと赤土といふ且その赤き餘光と穗と云ふ萬葉に紅衣染^{レヂナヨロセツマツホシケビ}雖欲着丹穗哉人可知など以へ

モ撰こゝも御孫命の御病おへしまさぞ大御顔の赤きを申せり下の神賀に赤玉能御阿加良比坐ちふも同じことなり○講義云赤へ豊明の明と同しく御食にまれ御酒にまれ聞食す時へ其精氣一身中に充满て大御顔の麗はく赤らみ坐す意なり丹は記に阿那邇夜志。紀に憲哉美哉一書に妍哉此云_ニ阿那邇惠夜_ニ神武天皇紀に妍哉此云_ニ鞅奈珥夜_ニまた玉を爾と云ふ如く物の美麗_ニく美好_ニきを云ふ言にて凡て諸物の氣韻の云ひ知らず微妙_ニるを匂_ニと云ふなど此に同一穂ハ稻穗瑞穂などのほも元一つなり物の精粹純粹あるを指す事にて秀_ヲ眞國麻保呂麻などあるも同_ニ

諸聞食登宣 講義云第一詞に集侍神主祝部等諸聞食登宣

とある結びなり考に此の中ちに舉_レ祝詞ともに尤略きていと始の文と此所とに云て事と終たりといはれたれど然らずきるは此祈年祭詞較て十段あると各々其社ころを別ありけれ宣命と受賜_ルること尤一同にする事なる故に各自に異り乍ら其首尾を同度_{ナシタリ}の事なる故に此を混同_{ヒトク}にせるものなり

辭別 考云事を更に改めてうく云ふ事上の條に均_レ○講義云此は上に舉たる諸祝詞に皇御孫命能宇豆能幣帛乎稱辭竟奉とある其幣帛を取頒つ毎に宣る詞なり貞觀儀式又四時祭式とともに中臣進_ヲ就_ク座_ニ宣_ク祝詞毎一段畢_ク祝部稱唯_ニ宣_ク詫_ヲ中臣退出云々と見えて右の詞どもは幣帛を頒る、もり先に中臣此を宣_クが其後にあること故に辭別と

云て其境を分てり式儀式ともに忌部二人率ニ神部二人進
夾レ案立監ニ頒幣事史以レ次唱御巫及諸社祝各稱唯云々とあ
きば此辭分尤その幣帛の度に宣るなり然きば此一段は
忌部の宣るなるべし諸社祝部稱唯とあきばなり○今按
に此の稱唯は史の某々と呼ふに答ふるにて忌部の此詞
を宣る故にはあらじ忌部の宣る事別に證なければなり
猶考ふべし

忌部 考云齋部氏の神祖太玉命は万の大幣を司シれば磐
戸の前にて其事を執つ故其子孫大幣と奉り諸の社へ頒
つ事などを仕奉りぬ○記傳云忌部とは神を奠ミ祭スる種々
の物を作り又然らずも凡て齋潔セイセキ清在て事をなす職をい
ふ名なり○講義云忌は伊波布伊都などの伊また悠紀由

志里由麻波利などの由より活きて嚴重に齋み慎む由な
り云々又物と忌避る事に用る語なるへ主と忌慎む事の
傍に依てその他を避るなり

弱肩 後釋云弱肩とは肩はつぶひ目にて折屈む所なる故
に弱とは云なり今世言に腰を弱腰と云ふも肩と同く
腰もつぶひめにて折かムむ故にいふこと同じ

太多須支取掛タツカヒ 戻考云忌部は神事の時手行ハツリある故に襷タスキを
かくめり御膳に仕奉る男女の襷領巾タスキヨウチンを掛るが如し
持由麻波利 考云持はその幣帛と取まリなふより云べし
由へ伊牟の約なり仍て古は齋む事と由と云り即ち下の
神嘗ミタマの條に持齋波里と書つ麻波利はその美を延たる詞
なること上の字其奈波里の下に云るに同じ○講義云記

傳伊豆能賣命の下に説れたる如く伊豆は汚垢の滌祓て
明く清よりとする意にて齋忌齋庭などの齋も伊豆と同意
にて語も本一なりと云れしはさる事にて古書どもに多く齋字とも忌字をも當らきたり其意上なる忌部の忌に
其義同し麻波利へ侍在の字の意にてこは其齋清らぐる
形狀を云ふなるべし由麻波利は齋侍在清麻波利は清侍
在の義なること疑なし

仕奉禮

講義云忌部の齋侍在て其事に勞き功しむ事を云
なり記傳に仕奉は上たる人に事シテる業には萬事に云ふな
りといはれたり

神主祝部等受賜氏 後釋云賜タマフは朝廷よモ出し給ふ幣帛を
受取と云ふ○講義云第一詞に集侍神主祝部等諸聞食登

宣と云ひ終なりその祝詞は畢て今は幣帛を頒行する
所なるに依て受賜氏と云り受賜はその受る方に付
て云ふ語なり

事不過 講義云其社々へ祈り奉らるゝ事あり醫へば御縣
神には菜疏の事と乞申させ給ふに依てその祝詞あり其
幣帛あり山口神にハ宮材の事と祈申させ給ふに依て其
祝詞ありその幣帛あるが如く各々其天社國社の神等の
成し給ふ所の御徳を伸ふせ給ふ由なり云々不過のわや
まづへ誤にて思えず其みず業の案外に悪く成行くを云
ふ語にて俗に間違と云ふに當れり云々中臣の祝詞を以
て宣り聞や忌部の幣帛を取て頒るへを神主祝部どもに
忽卒に心得ること無く懇到に受賜はれと令するなり

捧持奉講義云祈年祭の頌幣を捧げ持て神に奉れと令するなり

宣後釋云宣へ何れも其祝詞を讀む者の宣聞するなり天皇の詔ふ由に非ず

祝詞略解一之卷終

明治十六年九月十一日反刻御屆
全 年九月 出版

定價三拾錢

東京府士族

著述人 久保季茲

原版主 平田胤雄

翻刻版人 大村安兵衛

大阪府平民
東區淡路町二丁目十八番地

發賣書肆

肆書阪大

此花北北鹿小赤中岡梶淺森辻濱三前前岡中此田前松柳
村井尾村田谷志尾島田井本本木川川田川鄭中川村原
彦卯禹孝靜卯忠新眞喜吉太信伊佐宗源茂勘正左善九喜

三二八 兵太三 七兵 右兵兵衛
助助郎郎七郎七助七造衛助郎郎助七郎衛助助門衛衛衛

備伊阿豐尾肥備薩雲全全全全全西東
前豫波前前州後後州州
岡松德大中名熊尾鹿松 京京
山山島分津古本ノ兒江
屋道島

渡土黒山野片長三吉園大武川杉田山加熊丸中眞豊梅吉
邊肥崎川依野崎木田山谷岡勝本中田藤谷 野部住原岡
源與源正曆東次半幸喜仁文德甚治茂正幸 啓武幾龜平
兵三四兵兵右兵二兵 會太
衛平助郎三郎郎衛衛門衛助郎助衛助七助社三助郎七助

